R6カスタマイズ支援

様式７

**令和６年度業界別人材確保強化事業（カスタマイズ支援）**

**参加申込書**

当社は、公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。）が実施する 「令和６年度業界別人材確保強化事業（カスタマイズ支援）」（以下「本事業という。」）への参加申込みにあたり、本事業支援団体募集要項「2 申請要件（2）」で定める下記の支援先企業の要件①～⑨をすべて満たしていること確認いたしました。

|  |
| --- |
| 1. 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所がある企業等で、常時使用する従業員数・職員数が３００人以下、または資本金３億円以下の企業等であること 2. 申請団体に、会員、組合員等として所属している中小企業等や、申請団体に所属していないものの、同一業界内の中小企業等であること 3. 法令等を遵守していること 4. 過去５年間に重大な法令違反がないこと 5. 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から２年を経過しない者でないこと 6. 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること 7. 申込み時から遡って１年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者 8. 東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第４号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和６２年１月１４日付６１財経庶第９２２号）別表１号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者 9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと 10. 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること 11. 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は手続きの開始決定がされた債務者 12. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は再生手続きの開始決定がされた債務者 13. 破産法に基づく破産手続きの申立てをした者（債権者を除く）又は同破産手続きの開始決定を受けた者 14. 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと 15. 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと 16. 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること 17. 「令和５年度業界別人材確保オーダーメイド型支援事業（オーダーメイド支援）」の支援先企業として支援中の企業でないこと 18. 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること |

令和　　年　　月　　日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名